

一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人山梨県介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）と称する。

(事務局)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、山梨県内の住所または就業先を有する介護支援専門員が、その職務を遂行していくために、職域・所属の枠を超えた連携を促進し、職業倫理の高揚と要介護者等の人権擁護に努め、専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護支援に属する知識・技術の普及を図り、もって山梨県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 山梨県下における保健・医療・福祉の増進を目的とする下記の事業
 - ①介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関する事業
 - ②介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上と必要な情報提供に関する事業
 - ③社会保障制度全体及び介護支援専門員に関する調査研究・普及啓発・広報に関する事業
- (2) 介護保険制度の普及啓発に関する事業
- (3) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する事業
- (4) 県や市町村、介護サービス提供事業者、その他関係団体との連携を図り、地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (5) ケアマネジメント及び学術・科学技術の振興を目的とする事業
- (6) 一般社団法人日本介護支援専門員協会と連携を図り活動を行う
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
 - 2 前項の事業は山梨県において行うものとする。

第 3 章 会員及び会費

(種別及び資格)

第 5 条 当法人の会員は次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員、又は同法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、山梨県内に住所または就業先を有し、当法人の目的に賛同した者

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、当法人の運営の援助を希望する個人または団体

(入 会)

第 6 条 正会員、賛助会員になろうとする者が当法人に入会しようとするときは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、所定の退会届を会長に届け出ることにより、いつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき

(2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、社員を除名したときは、除名した社員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

(1) 第 8 条に基づき退会になった場合

(2) 前条第 1 項に基づき除名となった場合

(3) 1 年以上会費を滞納したとき

(4) 成年被後見人又は被保佐人となった場合及び死亡若しくは失踪宣告を受けた場合

- (5) 会員が介護保険法第69条の6の規定により登録を抹消したとき、又は、同法第69条の31の規定により合格の取り消し等を受けたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金及び会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成及び議決権の数)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の権能)

第14条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款で定めた次の事項に限り、決議することができる。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において総会に付議した事項
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次条第2号及び第3号により招集された総会は、同号の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(開催)

第15条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき

- (2) 総正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集を請求し、若しくは召集したとき

(総会の招集)

- 第16条** 社員総会は、前条第2項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 会長は理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載した書面を、開催7日前までに発しなければならない。ただし、第3号に掲げる事項を定めた場合には、開催14日前までに発しなければならない。
- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 社員総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) その他法務省令で定める事項
- 4 会長は、前項の書面による通知に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発したものとみなす。

(議長)

- 第17条** 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第18条** 社員総会は、会員総数の議決権の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第19条** 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 第1項の定めにかかわらず、次の決議は、会員現在数の半数以上であって、会員議決権数の3分の2以上の決議をもって行う。
- (1) 定款の変更
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の解任
 - (4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない会員が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該会員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書面を、代理する社員総会の開始時刻までに当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当法人の会員でなければならない。

(書面による議決権の行使)

第21条 社員総会に出席できない会員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会が別に定める議決権行使書面に必要事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事録は、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し保存する。

- 2 議事録には議長が、記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上30名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

- 3 前項の会長及び副会長2名のうち1名を一般社団・財団法人法第90条第3項に規定する代表理事とする。

- 4 前項以外の副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

- 第25条** 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
 - 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第26条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第27条** 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第28条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

- 第29条** 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

- 第30条** 当法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 31 条 当法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、社員総会の決議に基づいて、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の求めに応じて、当法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、社員総会の決議に基づいて、会長が当法人の役員経験者のうちから委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、合わせて若干名とし、任期については、第 27 条第 1 項の規定を準用する。この場合において同項中「理事」とあるのは「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(設置)

第 32 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) その他法令または定款に定める事項

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第35条 理事会は、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、理事会開催のつど議長を選任する。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、理事過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第8章 支部組織

(支部組織の設置)

第42条 当法人は、当法人の目的を達成し、地域における活動に資するため、支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て会長が別に定める。

第9章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第43条 当法人は、当法人の目的を達成するために部会及び委員会を置くことができる。

2 部会長及び委員長は会員より選出し、部会及び委員会の活動報告を理事会ならびに社員総会にて行う。

3 その他、部会及び委員会の設置及び運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て会長が別に定める。

第10章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理運用)

第45条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(長期借入金)

第46条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、用途及び借入条件を明示して、総会の承認を得なければならない。又、用途及び借入条件を変更する場合も同様とする。

2 前項の社員総会の承認は、出席した正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

(解 散)

第50条 当法人は、社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第51条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 事務局

(事務局)

- 第 53 条** 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、この定款に定めるもののほか理事会が定める。

第 13 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 54 条** 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、この定款及び理事会の定めるところによる。

(個人情報の保護)

- 第 55 条** 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(公 告)

- 第 56 条** 当法人の公告は、当法人の電子公告により行う。電子公告により得ない特別な事情がある場合には、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第 14 章 補則

(委 任)

- 第 57 条** この定款に定めるもののほか、当協会の運営に必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

- 1、この定款は、平成24年4月1日から施行する。